

30 消 安 第 4654 号
平成 30 年 12 月 20 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準
の再徹底について

岐阜県における豚コレラ発生を踏まえた防疫対策については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 9 月 9 日付け 30 消安第 3033 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき対応いただくとともに、「岐阜県で摘発された豚コレラ 2 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成 30 年 11 月 20 日付け 30 消安第 4135 号）等により、その都度、疫学調査の結果等を踏まえた飼養衛生管理基準のうち遵守されていなかったことが判明した項目、または徹底すべき項目について指導しています。

岐阜県における豚コレラの発生については、発生の度に農場へ拡大豚コレラ疫学調査チームを派遣し、現地調査を実施するとともに、今般、第 3 回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会（以下「検討会」という。）を開催し、これまでの発生事例に関し判明した事実に関する詳細な分析と検討をいたしました。

その結果、これまでの発生事例において、①農場の衛生管理区域が適切に設定されておらず、衛生管理区域に立ち入る際の専用の長靴や防護服等が着用されていなかったこと、②野生動物等からの病原体の侵入防止のための措置が不十分であったこと、③死体の取扱が適切に行われていなかったこと、④死亡頭数が増加しているにもかかわらず、早期の通報が行われていなかったこと等が確認されています。また、4 例目の事例では、いのしし飼養施設の飼養者が野生いのししの調査捕獲に携わっていたこと等、防疫対応に携わる方が病原体を拡散させる可能性についても指摘されています。

これらの指摘は、豚及びいのししの飼養者については、本年 8 月以降中国で発生が拡大し、我が国への侵入が最も警戒されているアフリカ豚コレラの侵入防止のためにも、遵守が必須である項目です。同時に、今冬に入り、現在まで野鳥の糞便等から 3 例の低病原性鳥インフルエンザウイルスが見つかったことなど、本格的な渡り鳥の飛来シーズンを迎え、鳥インフルエンザウイルスの養鶏農場への侵入を防止していくことも重要です。

豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病は、ひとたび発生すると発生農場のみならず、周辺の農場や畜産業に被害を生じることとなるた

め、未然に防止することが何より大切です。また、発生を予防するためには、家畜及び家きんの所有者において日頃から適切な飼養衛生管理を徹底することが何よりも重要であることを再三にわたりお伝えしているところです。

農林水産省としても、本年8月、中国におけるアフリカ豚コレラの発生以降、野鳥において低病原性鳥インフルエンザが確認されていることや中国から持ち込まれた携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されるなどにより、家畜防疫官による口頭質問や検疫探知犬による探知活動といった携帯品検査の強化、靴底消毒の確実な実施等、家畜の伝染病の侵入防止対策の水際検疫を強化しているところですが、これらに加え、航空会社、船舶会社、C I Q、日本郵便株式会社等関係機関との連携、外国人技能実習生に対する動物検疫制度の周知、厨芥残渣の適切な処理の確認等の取組を改めて強化しているところです。

つきましては、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の家畜及び家きんの伝染性疾病を発生させないよう、今一度、危機意識を共有するとともに、飼養衛生管理基準等の中で特に重要と考えられる下記項目について、その遵守を徹底するよう周知、指導等に遺漏無きよう御協力方よろしく願いいたします。

また、これまで都道府県におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のため、家畜伝染病予防法第51条の規定に基づく立入検査を実施していただいておりますが、岐阜県における豚コレラの発生と今回の検討会による指摘を踏まえ、豚等の飼養農場における飼養衛生管理を再徹底するため、別紙1に基づき、緊急的に立入検査等を実施していただきますようお願いいたします。

記

I 豚及びいのししの場合

1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

※飼養衛生管理基準第2「衛生管理区域の設定」

2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とし、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用すること。

また、靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、畜舎外の衛生管理区域が病原体に汚染されている可能性が考えられることから、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、畜舎ごとに畜舎専用の衣服及び靴を設置し、使用すること。ここにおいても、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とすること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

3 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用する。

また、畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第5の14「畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

4 他の畜産関係施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工受精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き可能な限り、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、山林などで野生いのししの捕獲作業等に従事した者についても、これと同様に扱うこと。

なお、飼養者が自ら海外に渡航する必要がある場合は、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成30年11月16日付け30消安第4082号）の1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底に留意すること。

※飼養衛生管理基準第3の7「他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置」

5 野生動物等からの病原体の侵入防止

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺における電柵、ワイヤーメッシュ

ユの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。畜舎外でのエサこぼしや死体の放置などがないよう徹底して野生動物をおびき寄せないこと。また、家畜の死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。また、外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあることから、犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しないこと。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

6 食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

動物由来品を含む食品廃棄物等を原材料とする飼料を豚及びいのししに給与する場合は、以下について留意すること。

- (1) 食品循環資源の原材料（食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯（以下「食品残さ」という。））に動物由来品（対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。）が含まれているか確認すること。
- (2) 上記（1）を含み、又は含む可能性があるときは、事前に原材料の中心部まで摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理を計測しながら施し記録すること。
- (3) 加熱処理について計測した記録については保管すること。
- (4) 外部から飼料製品または飼料原料を導入する際には、製品または原料の内容、加熱状態について確認し把握するよう努めること。

※飼養衛生管理基準第3の10「処理済みの飼料の利用」

7 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家畜の健康観察を入念に行うとともに、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

特に豚コレラについては、感染試験では「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」が複数の豚で認められているなか、実際の発生事例においては、農場や豚の衛生状態に応じて「発熱、食欲減退」のほか「元気消失、チアノーゼ、流死産」等が見られることから、このような症状が認められた場合には、確実に届け出るよう指導するとともに、家畜保健衛生所においては、当該届出があった場合には、速やかに豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成30年10月31日農林水産大臣公表）第4の5に規定する検査を行うこと。

※飼養衛生管理基準第6の17「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」

飼養衛生管理基準第6の19「毎日の健康観察」

8 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について

記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第 8 の 23 (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

II 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

※飼養衛生管理基準第 2 「衛生管理区域の設定」

2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とし、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者は、これらを確実に着用すること。

また、靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

※飼養衛生管理基準第 3 の 6 「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

3 家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用する。

また、家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第 3 の 4 「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第 3 の 8 「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第 5 の 15 「家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

4 他の畜産関係施設等に立ち上った者の衛生管理区域への立ち上る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち上った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去 1 週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き可能な限り、衛生管理区域に立ち上らせな

いようにすること。

なお、飼養者が自ら海外に渡航する必要がある場合は、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成 30 年 11 月 16 日付け 30 消安第 4082 号）の 1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底に留意すること。

※飼養衛生管理基準第 3 の 7 「他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置」

5 野生動物等からの病原体の侵入防止

野鳥で鳥インフルエンザが確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺にワイヤーメッシュの設置、家きん舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。畜舎外でのエサこぼしや死体の放置などはないようにして野生動物をおびき寄せないこと。また、家きんの死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。

※飼養衛生管理基準第 4 「野生動物等からの病原体の侵入防止」

6 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家きんの健康観察を入念に行うとともに、鳥インフルエンザ等を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

※飼養衛生管理基準第 6 の 18 「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」

飼養衛生管理基準第 6 の 20 「毎日の健康観察」

7 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家きんの飼料給与、産卵、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第 8 の 23 (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

以上

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導の徹底について

1 目的

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うことにより、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期す。

2 立入検査等の対象農場と実施方法

- (1) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている県の豚及びいのししの飼養農場
豚及びいのししの所有者の飼養農場の全戸（小規模所有者を含む。小規模所有者の定義については下記参照。）を対象とする。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域から優先的に実施する。

- (2) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている県の牛、水牛、鹿、めん羊、山羊及びその他の都道府県の家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし）

可能な限り家畜の飼養農場の全戸（小規模所有者を除く。）を対象とする。なお、立入検査を実施する農場の選定については以下のとおりとする。

- (i) 都道府県が立入検査の必要があると考える農場（口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場）及びこれまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこととする。

- (ii) (i) 以外で、次に掲げる農場については、立入検査は行わないことができる。

- ① 平成 30 年 4 月 1 日以降に既に立入検査が実施され、3 による確認が終了した農場

- ② 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針及び高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく立入検査の実施について」

（平成 29 年 2 月 1 日付け 28 消安第 4760 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき家畜の所有者（管理者を含む）による自己点検結果

（定期報告書）を確認することで立入検査に代えることとした農場。ただし、これらの農場については、定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別記第 14 号）の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

※ 小規模所有者：牛及び水牛の場合 1 頭、鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6 頭未満を所有している者

3 遵守状況の確認及び指導の方法

防疫指針第2の2の(2)の①の規定に基づく立入検査を、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている調査対象地域は平成30年12月28日(金)まで、上記2(1)及び(2)(i)は平成31年1月31日(木)まで、それ以外は平成31年3月29日(金)末までに実施すること。

別紙の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、原則、家畜防疫員が各農場を立ち入りして飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行う。指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

家畜防疫員1人当たりの確認対象農場が多く、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び適切な指導を確実に実施すること。

なお、立入検査が困難であると考えられる場合は、例外的に口頭で聞き取りによる確認を可能とするが、家畜の飼養者から農場で保管する記録や写真を提出させる等により実施すること。

4 報告の内容及び方法

立入検査の結果については、様式1-1及び1-2による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書(Excel ファイル)により、農林水産省消費・安全局動物衛生課病原体管理班宛て(kokunai_boeki@maff.go.jp)に電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている調査対象地域は随時、上記2(1)及び(2)(i)については、平成31年2月15日(金)までに、それ以外については、平成31年4月26日(金)までに報告すること。なお、上記2(1)及び(2)(i)について、期日までに実施できない場合は、調査期間終了時に報告すること。

6 その他

- (1) 4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表することとする。
- (2) 立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの改正について」(平成29年2月1日付け28消安第4763号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)を踏まえ、指導及び助言、勧告並びに命令の適切な対応をとること。
- (3) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。